2　法第四十一条の十七の二第二項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品に該当するもの及び人の身体に直接使用されることのないものを除く。）のうち、医療保険各法等（法第四十一条の十七の二第一項に規定する医療保険各法等をいう。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

3　所得税法第百二条の規定の適用がある場合において、法第四十一条の十七の二第一項の規定により所得税法第七十三条第一項の規定を適用するときにおける所得税法施行令第二百五十八条第三項の規定の適用については、同項第二号中「その者」とあるのは「その者（その年中に租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）に規定する取組を行った者に限る。）」と、「法第七十三条第一項（医療費控除）」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「第一項第二号に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）」とあるのは「一万二千円」と、「二百万円」とあるのは「八万八千円」とする。

4　法第四十一条の十七の二第一項の規定により所得税法第七十三条第一項の規定を適用する場合における所得税法施行令第二百六十二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「法第七十三条第二項（医療費控除）」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）」と、「医療費に」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費（以下この号において「特定一般用医薬品等購入費」という。）に」と、「書類」とあるのは「書類（その領収をした金額のうち、特定一般用医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているものに限る。）及び当該居住者がその年中に租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）に規定する取組を行ったことを明らかにする書類（当該居住者の氏名、当該居住者が当該取組を行った年その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。）」とする。

5　厚生労働大臣は、第一項の規定により取組を定め、又は第二項の規定により法第四十一条の十七の二第一項に規定する一般用医薬品等を定めたときは、これを告示する。

第二十六条の二十八の二第一項中「第四十一条の十八の三第一項に規定する」を「第四十一条の十八の三第一項第一号に規定する」に改め、同項第一号中「第四十一条の十八の三第一項第一号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号イ」に改め、同号イ⑴中「(i)に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。」及び「(ii)に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。」を削り、「(iii)に掲げる」を「実績判定期間内の日を含む各事業年度における社員から受け入れた会費の額に当該法人の当該各事業年度の公益目的事業比率（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十五条に規定する公益目的事業比率をいう。）を乗じて計算した金額の合計額のうち寄附金収入金額に達するまでの」に改め、同号イ⑴(i)から(iii)までを削り、同号イ⑵中「この項」の下に「及び次項において同じ。」（当該各事業年度のうち当該法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該公益目的事業費用等の額の合計額が零である場合の当該事業年度を除く。⑵において「特定事業年度」という。）にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が千万円に満たない場合には、千万）で除して得た数とする。第四号イ⑵」を、「以上」の下に「であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの第五項第五号に規定する寄附金の同号に規定する額（次号イ⑵、第三号イ⑵及び第四号イ⑵並びに次項第一号イ⑵及び第二号イ⑵において「判定基準寄附金額」という。）の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上」を加え、同項第二号中「第四十一条の十八の三第一項第二号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号ロ」に改め、同号イ⑵中「当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。⑵において「特定事業年度」という。）にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数」を「次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める数（次に掲げる事業年度のいずれにも該当する場合には、次に定める数のうちいずれか多い数）とする。次号イ⑵において同じ。」に、「第三項第三号に規定する寄附金の同号に規定する額」を「判定基準寄附金額」に改め、同号イ⑵に次のように加える。

(i)　当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。(i)において「特定事業年度」という。）　当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数

(ii)　当該法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該合計額が零である場合の当該事業年度を除く。(ii)において「特定事業年度」という。）　当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が千万円に満たない場合には、千万）で除して得た数

第二十六条の二十八の二第一項第三号中「第四十一条の十八の三第一項第三号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号八」に改め、同号イ⑵中「当該各事業年度のうち当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。⑵において「特定事業年度」という。）にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数）」を削り、「第三項第三号に規定する寄附金の同号に規定する額」を「判定基準寄附金額」に改め、同号ロ⑴中「第四十一条の十八の三第一項第四号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号ニ」に改め、同号イ⑵中「以上」の下に「であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上」を加え、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「又は第四号イ⑵」を「及び第四号イ⑵並びに第二項第一号イ⑵、第二号イ⑵及び第三号イ⑵」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項第五号を同項第八号とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　公益目的事業費用等　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号に規定する公益目的事業に係る費用、私立学校法第二十六条第三項（同法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する私立学校の経営に関する会計に係る業務として行う事業に係る費用、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る費用又は更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業に係る費用をいう。

第二十六条の二十八の二第三項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　経常収入金額　総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額をいう。

三　寄附金収入金額　受け入れた寄附金の額の総額から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち財務省令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額をいう。

第二十六条の二十八の二第三項に次の一号を加える。

九　国の補助金等　国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この号において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものをいう。